海上自衛隊訓令第９号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和３８年３月２８日

防衛庁長官　志　賀　健次郎

海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令

（任務）

第１条　海上自衛隊東京業務隊（以下「業務隊」という。）は、海上幕僚監部、東京都（特別区に限る。以下同じ。）に所在する海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊及び機関（以下「海幕等」という。）に関する次に掲げる業務（内部部局及び陸上自衛隊の中央業務支援隊の行う業務を除く。）並びに海上幕僚監部の行う人事事務に必要な資料の作成及び調査研究を行い、海幕等の業務を支援することを任務とする。

⑴　文書交換に関すること。

⑵　福利厚生に関すること。

⑶　共済組合に関すること。

⑷　施設の維持管理に関すること。

⑸　給与及び旅費の支給に関すること。

⑹　物品の調達及び補給に関すること。

⑺　車両の管理運用に関すること。

⑻　営内居住を命ぜられた自衛官の居住及び給食に関すること。

⑼　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

⑽　電子計算機等の運用及び維持管理並びに電子計算機等に関する教育訓練及び技術指導に関すること。

⑾　教範、暗号書、信号書、演習記事、図誌、執務参考書、教育参考書、警備地誌、調査資料、規則類、諸計画書、定型用紙その他の業務の遂行に必要な印刷物（以下「教範等」という。）の印刷及び製本に関すること。

⑿　その他海幕等の支援に関すること。

（司令及び副長）

第２条　業務隊の長は、業務隊司令（以下「司令」という。）とする。

２　司令は、１等海佐をもつて充てる。

３　司令は、防衛大臣の指揮監督を受け、業務隊の隊務を統括する。

４　業務隊に、副長１人を置く。
５　副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。
（編制）
第３条　業務隊に次の１科２部を置く。
総務科
業務第１部
業務第２部
（総務科）
第４条　総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴　業務隊の公印の保管に関すること。
⑵　業務隊の文書に関すること。
⑶　業務隊の人事に関すること。
⑷　秘密の保全に関すること。
⑸　営内に居住を命ぜられた海幕等の自衛官の居住に関すること。
⑹　海幕等の文書交換に関すること。
⑺　海幕等の火気の取締りに関すること。
⑻　損害賠償に関すること。
⑼　業務隊の事務の総括に関すること。
⑽　前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属しないものに関すること。
（業務第１部の分科）
第４条の２　業務第１部に、次の６科を置く。
人事作業科
厚生科
経理科
車両科
施設科
システム管理科
（人事作業科）
第５条　人事作業科においては、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴　海上自衛隊員の職務分類に必要な資料の作成に関すること。
⑵　海上自衛隊における各種試験（教育訓練に伴う試験を除く。）に関する問題案の作成及び試験結果の整理並びに海幕等に勤務する隊員に関する試験の実施に関すること。
⑶　海上自衛隊員の知能性格等に関する適正検査に関する調査研究に関すること。
⑷　部内の事務の総括に関すること。

（厚生科）

第６条　厚生科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　海幕等に勤務する隊員の宿舎に関すること（総務科の所掌に属するものを除く。）。

⑵　海幕等に勤務する隊員の福利厚生に関すること。

⑶　海幕等に勤務する隊員の共済組合に関すること。

⑷　退職手当に関すること。

⑸　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

⑹　災害補償に関すること。

（経理科）

第７条　経理科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　物品及び役務の調達並びに行政財産の取得の契約に関すること。

⑵　海幕等に勤務する隊員の給与及び旅費の支給に関すること。

⑶　経費及び収入の会計に関すること。

（車両科）

第８条　車両科においては、海幕等の車両の管理運用に関する事務をつかさどる。

（施設科）

第９条　施設科においては、次の事務をつかさどる。

⑴　海幕等の施設の取得の計画並びに取得及び建設の要求に関すること。

⑵　海幕等の施設の維持管理に関すること。

⑶　海幕等の行政財産の管理に関すること。

（システム管理科）

第１０条　システム管理科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　海幕等の事務の機械化その他事務能率の増進のための電子計算機等の運用及び維持管理に関すること。

⑵　海幕等の事務の機械化その他事務能率の増進のための電子計算機等に関する教育訓練及び技術指導に関すること。

（業務第２部の分科）

第１１条　業務第２部に、次の３科を置く。

補給科

印刷科

製版科

（補給科）

第１２条　補給科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　海幕等の物品の取得、配分、修理及び処分の計画及び実施に関すること。

⑵　海幕等の物品及び役務の調達並びに行政財産の取得の計画に関すること（施設科の所掌に属するものを除く。）。
⑶　教範等の補給、印刷及び輸送のための資材等又は役務の調達要求に関すること。
⑷　海幕等の物品の現況調査及び物品管理検査に関すること。
⑸　物品の亡失又は損傷に係る報告及び弁償に関すること。
⑹　海幕等（海上自衛隊補給本部を除く。）に勤務する隊員の被服の支給及び交換に関すること。
⑺　海幕等に勤務する隊員の給食に関すること。
⑻　海幕等の物品の出納及び保管並びにその事務に必要な倉庫の維持管理に関すること。
⑼　海幕等の物品の発送、受領その他輸送に関すること。
⑽　部内の事務の総括に関すること。

（印刷科）

第１３条　印刷科においては、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴　印刷に関すること。
⑵　製本に関すること。
⑶　印刷作業の記録及び統計に関すること。

（製版科）

第１４条　製版科においては、次に掲げる事務をつかさどる。
⑴　版下及び校正に関すること。
⑵　印刷用データの編集に関すること。
⑶　電子写真製版に関すること。

（科長及び部長）

第１５条　科に科長を、部に部長を置く。
２　科長及び部長は、司令（業務第１部及び業務第２部の科長にあつては、各部長）の命を受け、科務又は部務を掌理する。

（委任規定）

第１６条　この訓令に定めるもののほか、業務隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則（抄）

この訓令は、昭和３８年３月３１日から施行する。

附　則（昭和４０年３月２０日海上自衛隊訓令第１１号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第３８条）

この訓令は、昭和４０年３月２５日から施行する。

附　則（昭和４１年９月２９日海上自衛隊訓令第３号基地分遣隊の編制に関

する訓令等の一部を改正する訓令第６条）

この訓令は、昭和４１年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４３年３月１４日海上自衛隊訓令第３号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第９条）（抄）

この訓令は、昭和４３年３月１６日から施行する。ただし、（中略）第９条の規定は同月３０日（中略）から施行する。

附　則（昭和４７年１月２７日海上自衛隊訓令第１号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第８条）

この訓令は、昭和４７年２月１日から施行する。

附　則（昭和４９年４月１０日海上自衛隊訓令第１４号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第５条）（抄）

この訓令は、昭和４９年４月１１日から施行する。

附　則（昭和５４年６月２９日海上自衛隊訓令第１４号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）

この訓令は、昭和５４年７月１日から施行する。ただし、第１条の規定は同月１０日から、第３条及び第４条の規定は同月２日から施行する。

附　則（昭和５７年４月３０日防衛庁訓令第１９号自衛隊法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第４７条）

この訓令は、昭和５７年４月３０日から施行する。

附　則（平成２年１０月１防衛庁訓令第３８号防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第４７条）

この訓令は、平成２年１０月１日から施行する。

附　則（平成９年１月１７日防衛庁訓令第１号防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第５４条）

この訓令は、平成９年１月２０日から施行する。

附　則（平成１２年４月２７日海上自衛隊訓令第２２号）

この訓令は、平成１２年５月８日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第８１条）（抄）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日防衛省訓令第５７号表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令第１６条）

１　この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。

２　印刷補給隊の編制に関する訓令（昭和３５年海上自衛隊訓令第３１号）は、廃止する。

附　則（令和４年２月２８日防衛省訓令第４号防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令第６条）

この訓令は、令和４年３月１日から施行する。